

## 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みについて(案)

## 改正容器包装リサイクル法

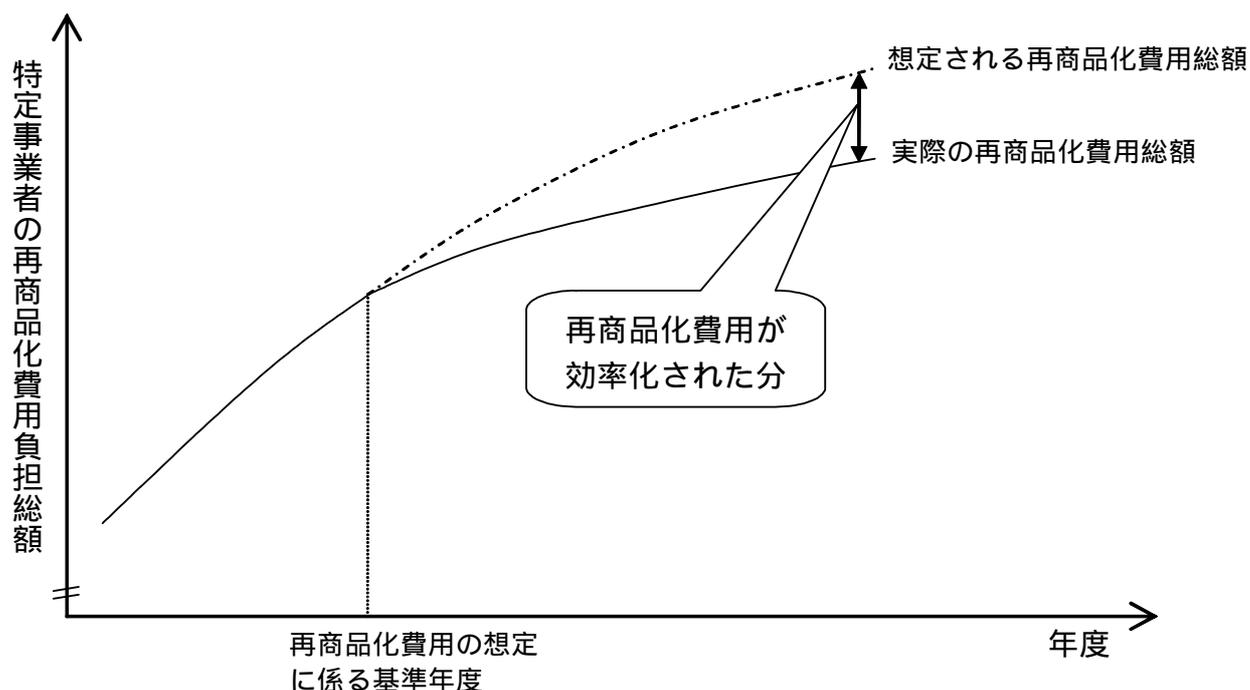
(市町村に対する金銭の支払)

第 10 条の 2 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、<sup>1. (1)</sup> その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が<sup>1. (2)</sup> 再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、<sup>2.</sup> 各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、<sup>3.</sup> 主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

## 1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、指定法人又は認定特定事業者が、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物について、再商品化費用の効率化分に相当する額を算定することとされており、その額は、再商品化に要すると見込まれた費用の総額から再商品化に現に要した費用の総額を控除した額とされている。

(参考：イメージ)



## ( 1 ) 再商品化に現に要した費用の総額

### 【法律の該当部分】

その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

- ・ 再商品化に現に要した費用の総額として算定される額は、実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に、それらの再商品化に係る再商品化単価（再商品化の実施後に確定する再商品化事業者への委託単価）を乗じることにより算定することとする。

## ( 2 ) 再商品化に要すると見込まれた費用の総額

### 【法律の該当部分】

再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額

再商品化に要すると見込まれた費用とは、ある時点から再商品化の質の向上・コスト削減といった再商品化の合理化に寄与する市町村・事業者の更なる取組がなかった場合に想定される費用であり、この費用の算定に当たっては、再商品化をする年度の前年度において、想定量と想定単価を乗じることにより算定することとする。

この想定量や想定単価については、透明性を確保するとともに、より精度の高い適切な値とするため、具体的には以下のような数量に基づく算定や一定期間ごとに見直す運用等を行うこととする。

### ( 想定量について )

- ・ 想定量については、市町村は3年ごとに策定される市町村分別収集計画に従って分別収集を行うこととされていることから、これを基礎として算定することが考えられるが、指定法人又は認定特定事業者の再商品化の対象となるのは、指定法人又は認定特定事業者がそれぞれ市町村から引渡しを受けることとなる特定分別基準適合物であることから、想定量は、市町村が指定法人又は認定特定事業者に引渡しを行うと見込む特定分別基準適合物の量とすることが適当であり、いわゆる市町村による独自処理量は対象とはならない。
- ・ また、市町村分別収集計画の策定後、分別収集の実施地区・時期・対象品目及び独自処理量が変更される場合には、これらの事情による引渡量的変動は再商品化の合理化に寄与するものとは言えないことから、あらかじめ当該変動分を、引渡しを行うと見込む量に反映させる必要がある。
- ・ このため、想定量は、3年ごとに策定される市町村分別収集計画に定められた特定分別基準適合物の量から独自処理予定量を控除した量を基礎としつつ、上記の事情

を勘案する必要がある場合には、これに当該変動分として見込まれる量を反映させた数量を引渡しを行うと見込む量とし、具体的には、この量を再商品化実施年度前（前年度）に、各市町村から指定法人又は認定特定事業者へ引渡しの申込みを行う量とすることとする。

### （想定単価について）

- ・ 想定単価は、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう、市町村分別収集計画や再商品化計画等と同様3年間ごとに見直す等の運用をすべきである。
- ・ 想定単価は、再商品化単価が毎年度変動する場合があることを踏まえ、過去の一定期間（3年間）の再商品化単価の平均値を用いることとする。また、より精度の高い適切な単価とする観点から、直近の再商品化単価（例えば、平成20～22年度の想定単価にあつては平成17～19年度の再商品化単価）を用いて算定することとする。
- ・ 想定単価は、プラスチック製容器包装のように再商品化単価の異なる複数の再商品化手法がある場合は、再商品化手法ごとに区別して算定することとする。

## 2. 各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額

### 【法律の該当部分】

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額

指定法人又は認定特定事業者から市町村へ支払う額の総額（再商品化費用の効率化分に相当する額の1/2）のうち各市町村に支払う額については、市町村による再商品化の合理化に寄与する効果的な取組の促進が図られるよう算定することが適当である。

この制度の趣旨を踏まえれば、金銭の支払いに当たって、再商品化の合理化に寄与するような質の高い分別基準適合物をより多く指定法人又は認定特定事業者へ引き渡した市町村が評価される制度とすべきである。また、各市町村の寄与度の評価に際しては、評価内容の客観性、公平性や費用対効果の観点等にも留意する必要がある。

具体的には、以下の2つの指標により各市町村の寄与度の評価を行い、特定分別基準適合物ごとに市町村へ支払われる額の総額の1/2にそれぞれ各評価項目の寄与度を乗じて算定される額を、市町村ごとに合計して、各市町村へ支払う額を算定することとする。

#### ➤ 各市町村に支払う額

$$\begin{aligned} &= \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の} \text{寄与度} ( ) \\ &+ \text{市町村へ支払う額の総額の} 1/2 \times \text{当該各市町村の} \text{寄与度} ( ) \end{aligned}$$

$$\text{寄与度} = \text{当該各市町村の寄与分} / \text{全市町村の寄与分}$$

### 特定分別基準適合物（ベール）の品質（容器包装比率）

- ・特に特定分別基準適合物（ベール）の品質を向上したものと認められる市町村については、当該市町村からの特定分別基準適合物の引渡実績量を当該市町村の寄与分とする。
  - 1 特に特定分別基準適合物（ベール）の品質を向上したものとしては、プラスチック製容器包装については、当該年度の特定分別基準適合物における容器包装比率が90%以上であって前年度に比べ当該比率が2%以上向上した場合、又は当該年度における容器包装比率が95%以上である場合であることとし、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装については、容リ協会の引取品質ガイドラインの基準を上回る場合であることとする。
  - 2 品質については、容リ協会のベール品質調査結果等を基に主務省庁で判定する。

### 想定単価に比べた各指定保管施設における再商品化実績単価の低減額

- ・想定単価（再商品化に要すると見込まれた費用の総額の算定に使用した想定単価）と各指定保管施設における再商品化実績単価の差額に引渡実績量に乗じて低減額を算定し、市町村ごとに合計した額を当該各市町村の寄与分とする。

各指定保管施設における再商品化実績単価が想定単価を上回る場合はその差額を零として計算する。

## 3. 各市町村に対する金銭の支払の履行期限

### 【法律の該当部分】

主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

- ・指定法人又は認定特定事業者は、再商品化の終了後、各市町村に対して支払う金銭の額を算定して金銭を支払うこととなる。現在、施行規則で年度内に引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化は次年度の6月末日までに行うこととされていることを踏まえ、指定法人又は認定特定事業者の各市町村に対する金銭の支払いの履行期限は9月末日までとする。

## 4. その他（帳簿の記載事項）

- ・本制度の施行に際して必要な指定法人又は認定特定事業者の帳簿の記載事項の追加を行うこととする。

（以上）